

高木議員

商工行政 小規模事業所振興策について伺います。

2014年6月20日に、小規模企業振興基本法が成立しました。

これは、これまでの中小企業施策を大きく転換するもので、従業員数20人以下、商業・サービス業では5人以下の小規模企業が、市内経済と雇用確保に大きな役割を果たしていることに着目し、支援策を国・自治体・支援機関等が連携して実施することを定めたものです。

この法律は、3つのポイントがあります。

第1は、中小企業基本法の基本理念である「成長戦略」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含む「事業の持続的発展」の重要性を位置付けている点です。

これまでの中小企業政策は、支援の対象が、創業や急成長型の中小企業に特化していましたが、産業の空洞化や、内需不振が長引く中、「事業を継続」していること自体を評価している点が重要です。

第2は、小規模企業の個別支援にとどまらず、商業集積や産業集積にはたす役割を評価し「面」としての支援の必要性を述べていま

す。

第3は、個人事業主や家族経営などの零細業者、従業員5人以下の「小企業者」に着目し、小規模事業者の9割を占める小企業者が地域経済の主役であると位置づけ、その振興が必要だとしていることです。

小企業者は外部環境の変化に弱いため、国と地方自治体に対し、個々の状況に寄り添った積極的な支援を進めていくとしています。

そして、同法第7条で、地方自治体が条件に応じた施策を策定し、実施する責任を設けています。

そして、市として「小規模企業振興計画」を策定する実施責務を定めています。

さらに、市が行うべき施策は、大別して4点あります。

一つは、多様な需要に応じた、商品・サービスの販路拡大、新事業の展開を促進するため、情報収集、事業拠点の整備、また、必要な資金の円滑な供給。

二つ目は、小規模企業の創業の促進、事業継承のための制度の整備、経営方法の取得促進のための施策、必要な人材育成や確保、そのために教育機関との連携や、広報活動の充実です。

三つ目は、地域経済の活性化に資する事業推進です。

そのため、小規模事業者が共同して行う事業への助成や、必要な資金の円滑な供給、情報提供です。

四つ目は、適切な支援体制の整備とともに、施策の実施のための手続きの簡素化で小規模事業者の負担軽減を図る、としています。

これらの点に留意し、市として、小規模企業振興計画を作成することが必要となってきます。

そこで伺います。

新たに制定された小規模企業振興基本法についての、市としての認識と、同法に基づいた、今後の施策展開について、お示し下さい。

また、地域経済の土台を支え、貴重な物づくりの技術を持っている小規模事業所が、不況の下で後継者をつくれず、廃業や倒産に追い込まれることが多くなっています。

課題や支援策の具体化のためにも、市内全ての小規模事業所の実態調査を行うべきだと考えますが、お答えください。

答弁 次に、商工行政についてであります。

2014年（平成26年）に制定された、小規模企業振興基本法は、日本全国に景気の好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するため、その担い手となる小規模企業を中心に据えた施策の体系を構築すべく制定されたものであります。

また、この法では、国が5年間の基本計画を定め、政策の継続性、一貫性を担保する仕組みを設けています。

本市においても、多くの小規模企業が存在し、経済や雇用を支える担い手として、大きな役割を果たしていることから、法の趣旨を踏まえ、小規模企業の振興を図ってまいりたいと考えています。

また、小規模企業の実態につきましては、市が主催する産業活性化推進連絡会議をはじめ、企業訪問等により、日常から様々なご意見をお伺いする中で、実態把握に努めているところであります。

今後とも、国、県、商工会議所等の各種産業支援機関と連携を図り、小規模事業者の生の声を聞く中で、各種補助制度や融資制度を活用した支援をはじめ、有効な施策について、取り組んでいく考えであります。

以上